

廃 第 1 4 9 号

令和 2 年 5 月 8 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行
及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、国民生活や経済活動を支える廃棄物処理体制の維持に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今般、環境省環境再生・資源循環局長から令和 2 年 5 月 1 日付けで別添のとおり通知 (以下「5.1 通知」という。)がありました。

つきましては、省令改正により下記 1 のとおり、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物について、保管量の上限が緩和されましたので、貴下会員にお知らせください。

また、各産業廃棄物処理業者に対して、下記 2 を参考に十分に感染防止対策を講じた上で、引き続き廃棄物処理業務が継続されるよう要請しますので、併せて貴下会員へお知らせください。

なお、業務継続に当たり、廃棄物の適正処理に支障が生じるおそれがある場合には、県廃棄物指導課に御相談ください。

記

1 省令改正 (産業廃棄物保管容量の上限の拡大)

自社処理を行う事業者又は優良産廃処理業者が産業廃棄物の処分又は再生を行うための保管を行う場合で、新型インフルエンザ等による処理施設の運転停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管であるときは、保管容量の上限を拡大するものです。

対象となるのは次表に掲げる産業廃棄物であり、一日当たりの処理能力に「保管日数上限」を乗じた量だけ保管が認められます。

産業廃棄物の種類	保管日数 上限	改正前保管 日数上限
①汚泥（有機性汚泥を除く）	35日	14日
②安定型産業廃棄物のうち廃プラスチック類と下記⑤⑥を除いたもの	35日	14日
③鋳さい	35日	14日
④ばいじん	35日	14日
⑤建設業に係る木くず、コンクリートの破片	49日	28日
⑥建設業に係るアスファルト・コンクリートの破片	91日	70日

2 廃棄物処理業務の継続について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、5月4日付けで緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長され、併せて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

基本的対処方針の中では、廃棄物処理は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として、廃棄物処理業者には、その業務の継続が求められており、緊急事態宣言を受けて、本県から各廃棄物処理業者に対しては、令和2年4月7日付け廃第49号で、十分に感染防止対策を講じつつ、業務が継続されるよう要請したところです。

引き続き、以下の内容を参考に、十分に感染防止対策を講じた上で、廃棄物処理業務が継続されるようお願いします。

(1) 各種通知、マニュアル等

ア 環境省通知

①廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（令和2年1月22日）

<http://www.env.go.jp/recycle/200122precity.pdf>

②廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（令和2年1月30日）

<http://www.env.go.jp/recycle/200130precity.pdf>

③新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理について（令和2年3月4日）

<http://www.env.go.jp/recycle/200304.pdf>

④緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に対応した廃棄物の円滑な処理について

（令和2年4月7日）

<http://www.env.go.jp/recycle/200407.pdf>

- ⑤廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について（令和2年4月10日）

<http://www.env.go.jp/recycle/200410.pdf>

- ⑥新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（令和2年4月17日）

<http://www.env.go.jp/recycle/200417.pdf>

イ 感染性廃棄物処理マニュアル等

- ①「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月環境省）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>

- ②「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月環境省）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/guideline.pdf>

- ③「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A」（令和2年5月1日環境省）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaga/index.html

ウ 新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ

- ①医療関係機関や、その廃棄物を取り扱う皆さまへ

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/lealeet2.pdf

- ②ごみの収集運搬作業をされる皆様へ 収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/lealeet4.pdf

(2) 留意事項

ア 感染性廃棄物処理業者においては、5.1 通知の四の1の②のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物を、医療機関等への過度の負担になるような特別な取扱いとすることは慎むこと。

イ 廃棄物処理業者においては、5.1 通知の四の2のとおり、上記2（1）ア⑤の通知を参考に个人防护具等の合理的使用に留意すること。

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電話：043-223-2757